

用語の解説【少年矯正統計月報】

1 少年鑑別所

表番号	用 語	解 説
1 表	入所の 「その他」	引致状、鑑定留置状等により入所した者である。
	退所の 「その他」	同行指揮書、釈放指揮書等により退所した者である。
	「うち（交通）」	主たる非行が自動車及び原動機付自転車の運転に係る者である。

2 少年院

表番号	用 語	解 説
1 表	入院の 「その他」	逮捕状により出院し再び入院した者等である。
	出院の 「その他」	逮捕状により出院した者等である。
2 表 3 表	矯正教育課程	次頁の少年院の矯正教育課程区分表参照

少年院の矯正教育課程区分表

矯正教育課程	摘要
第1種少年院	
S E (短期義務教育課程)	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの
S A (短期社会適応課程)	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの
E 1 (義務教育課程Ⅰ)	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
E 2 (義務教育課程Ⅱ)	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの
A 1 (社会適応課程Ⅰ)	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの
A 2 (社会適応課程Ⅱ)	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの
A 3 (社会適応課程Ⅲ)	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
N 1 (支援教育課程Ⅰ)	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 2 (支援教育課程Ⅱ)	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 3 (支援教育課程Ⅲ)	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの
第2種少年院	
A 4 (社会適応課程Ⅳ)	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者
A 5 (社会適応課程Ⅴ)	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
N 4 (支援教育課程Ⅳ)	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 5 (支援教育課程Ⅴ)	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
第3種少年院	
D (医療措置課程)	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者
第5種少年院	
P 1 (保護観察復帰指導課程Ⅰ)	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの
P 2 (保護観察復帰指導課程Ⅱ)	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者(保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。)